

多文化共生のまちづくり促進事業実施要綱

策定 平成 24 年 12 月 3 日
改正 平成 26 年 4 月 1 日
改正 平成 27 年 8 月 20 日
改正 平成 28 年 8 月 31 日
改正 令和 2 年 8 月 1 日
改正 令和 2 年 12 月 1 日
改正 令和 3 年 8 月 1 日
一般財団法人自治体国際化協会

(趣旨)

第 1 条 一般財団法人自治体国際化協会（以下「協会」という。）は、グローバル化が進展し、日本に居住する外国人住民が定住傾向にある中で、文化的背景を異にする人々が共生・協働する社会の構築を推進するために、地方公共団体及び総務大臣に認定を受けた地域国際化協会（以下「地域国際化協会」という。）等が実施する多文化共生を推進する事業に対して、予算の範囲内において、多文化共生のまちづくり促進事業助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

(助成対象団体)

第 2 条 助成対象団体は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都道府県
- (2) 市区町村
- (3) 地域国際化協会

(4) 特定非営利活動法人及びその他本事業を実施する能力を有すると協会が認める団体（法人格を有するものに限る。）（以下「NPO 法人等」という。）

2 ただし、NPO 法人等にあっては、地方公共団体又は地域国際化協会（以下「地方公共団体等」という。）と共同で事業を実施する場合に限り、その事業に対する助成は、当該地方公共団体等の申請に基づき、当該地方公共団体等を通じて行うものとする。

(助成対象事業)

第 3 条 助成対象事業は、前条に規定する助成対象団体が実施する多文化共生を推進する事業のうち、特に重要性及び必要性が高く、他団体の範となる事業で、次に掲げるものとする。

- (1) 医療・保健・福祉支援事業

- (2) 防災支援事業
 - (3) 教育支援事業
 - (4) 労働環境整備事業
 - (5) 居住・生活支援事業
 - (6) 外国人住民の自立と社会参画支援事業
 - (7) 前各号の事業実施にあたり必要となる情報の多言語化や日本語学習支援事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は、助成対象としない。
- (1) 助成対象団体が従来から実施している事業の財源の組替えを主とするもの
 - (2) 助成対象団体が従来から実施している事業で参加者負担等の軽減を主とするもの
 - (3) 単なる資金供与だけのもの
 - (4) 国やこれに準ずる機関からの助成を受けているもの
 - (5) その他、協会の助成対象事業としてふさわしくないと協会が認めるもの

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は助成対象としない。なお、委託費に計上する場合も同様とする。

- (1) 補助金及び負担金等
- (2) 他用途に転用可能な備品整備費
- (3) 工事を伴う施設整備費
- (4) 職員等の人工費、光熱水費、家賃及び定期刊行物発行に要する経費等、助成対象団体の通常運営に要する経常的経費
- (5) 積立金及び預金（計画的な積み立てを含む。）

(助成金の額)

第5条 助成金は、前条に規定する助成対象経費の総額を超えない額とし、その上限額は次のとおりとする。

- (1) 都道府県及び指定都市にあっては、1団体あたり400万円とする。
- (2) 市区町村（指定都市を除く。）及び地域国際化協会にあっては、1団体あたり300万円とする。
- (3) 複数の助成対象団体が共同で実施する事業については、その事業を実施する団体の数にかかわらず、1事業あたり400万円とする。

2 助成金の下限額は、50万円とする。

(交付の申請)

第6条 助成を申請する団体は、様式第1号による助成申請書に、次に掲げる書類を添えて、協会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号－1）

(2) 助成事業経費内訳書（様式第1号－2）

(助成団体及び助成金の額の決定)

第7条 協会は、前条の規定による申請の内容を審査及び必要に応じて調査等を行い、助成を行う団体（以下「助成団体」という。）及び助成金の額を決定するものとする。

2 協会は、審査の基準を別に定める。

3 協会は、第1項の決定について、助成を申請した団体に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 協会は、前条に規定する決定について、助成金の交付の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付することができるものとする。

(1) 助成金の使用方法に関する事項

(2) その他協会が必要と認める事項

2 前項の規定により付される条件には、当該助成事業の完了後においても適用される事項を含めることができるものとする。

(計画の変更又は中止)

第9条 助成団体は、助成金の交付の決定を受けて実施する事業（以下「助成事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ協会の承認を受けなければならない。ただし、別表第2に定める軽微な変更についてはこの限りでない。

(1) 助成事業に要する経費の総額又は配分を変更しようとするとき

(2) 助成事業の内容を変更しようとするとき

(3) 助成事業を中止しようとするとき

2 前項の規定により承認を申請する団体は、様式第2号による変更（中止）承認申請書を協会に提出するものとし、前項第1号又は第2号に該当するときは、次に掲げる書類を添えるものとする。

(1) 事業計画書（様式第2号－1）

(2) 助成事業経費内訳書（様式第2号－2）

3 協会は、前2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、その決定を当該助成団体に通知するものとする。

(事業の実績報告)

第10条 助成団体は、助成事業を完了したときは、協会が別に定める期日までに様式第3号による実績報告書に次に掲げる書類を添えて、協会に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（様式第3号－1）

(2) 助成事業経費報告書（様式第3号－2）

(3) その他協会が必要と認める書類

2 協会は、前項の実績報告を審査し、助成事業の成果が、助成決定の内容又はそれに付された条件に適合しないと認めるときは、当該助成団体に、これに適合させるための措置をとるよう命じることができる。

(助成金の額の確定)

第 11 条 協会は、前条の規定による実績報告及び措置の内容を審査し、適當と認めたときは、助成金の額を確定し、当該助成団体に通知するものとする。

(交付の請求)

第 12 条 助成団体は、前条に規定する助成金の額の確定を受けたときは、速やかに様式第 4 号による交付請求書を協会に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第 13 条 協会は、助成団体が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金を他の用途に使用したとき
- (2) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (3) 協会が別に定める期日までに助成事業を完了する見込みがないとき

2 前項の規定は、第 11 条の規定による助成金の額の確定後においても適用できるものとする。

(助成金の返還)

第 14 条 協会は、前条に規定する取消しについて、既に助成金が交付されている場合は、期日を定めて助成金の返還を命じるものとする。

2 助成団体は、助成金の返還を命じられたときは、その額を期日までに協会に返還しなければならない。

(書類、帳簿等の整備、保存)

第 15 条 助成団体は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした書類及び帳簿等を備え、助成事業を完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならぬ。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協会が定める。

附則

この要綱は、平成 24 年 1 月 3 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成27年8月20日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に助成金の交付の決定を受けた事業については、改正後の多文化共生のまちづくり促進事業実施要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成28年8月31日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

- 2 令和2年度に限り、第5条第2項の助成金の下限額について、市区町村（指定都市を除く。）、地域国際化協会にあっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を踏まえ助成事業の実施方法等を変更し、助成事業の目的及び効果に変更がないと認めるものについては、適用しないものとする。

附則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

別表第1 助成対象経費

区分	内容
謝金	講師、委員等謝金
印刷費	資料等印刷費
旅費	当該助成事業に要する職員旅費及び講師、委員等旅費 ただし、助成金の額の2割を上限とする。委託費に計上する場合も同様とする。
通信費	郵送料、広告料等
賃借料	会場、パソコン等借上げ費用
委託費	事業委託費、翻訳委託費等
消耗品費	消耗品購入費
食糧費	研修会等での飲料水
その他	上記の他、事業を実施するために協会が特に必要と認める経費

別表第2 軽微な変更

区分	内容
経費	助成が決定した額の2割以内の変更 ただし、300千円を超える変更を除く。
事業内容	次のいずれにも該当しない変更 (1)事業の目的を変更するもの (2)事業遂行の上で必要な過程を省略するもの又は遂行手段若しくは方法を大幅に変更するもの (3)事業の成果内容（成果物、会議、イベント、調査等）を大幅に変更するもの